

# 一般競争入札公告

平成27年1月28日  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川 康 恭

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

「平成27年度（登戸地区）汚水処理装置保守点検及び水質分析業務委託」 一式

### (2) 概要

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の汚水処理装置の保守点検及び当該装置からの排水についての水質分析。

## 2 競争参加資格に関する事項

(1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。

(2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があつた後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。

⑥ ①～⑤の一に該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 競争参加資格については、平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を準用するものとし、同資格の「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。入札書の提出期限の前日までに、上記競争参加資格の写しを提出すること。

(4) 過去5ヵ年において、官公庁又は研究機関（国、独立行政法人等を含む。）との汚水処理装置保守点検及び水質分析業務委託契約の実績があること。

なお、上記の事実を証明するための契約書、仕様書の写しを下記期限までに提出すること。

提出期日 平成27年2月19日（木）17時まで

提出場所 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(5) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

## 3 入札説明の日時、場所

日時：入札公告掲載日から平成27年2月19日（木）までの期間中の月、火、水、木曜日

ただし、10時から12時、13時から17時までの間とする。

入札説明の日時は、当研究所に電話連絡の上調整すること。

場所：神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

TEL：044-865-6111（代表）

#### 4 入札及び開札

##### (1) 入札書の提出

入札書は郵送または入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日（平成27年2月26日）の11時までに必着のこと。

郵送先：〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

##### (2) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成27年2月26日（木）16:00

場所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

#### 5 その他

##### (1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

##### (2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要。

##### (4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

## <独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研修所OB)の人数、職名及び当研修所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研修所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研修所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研修所との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

### (5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

## 入札説明書

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
「平成27年度（登戸地区）汚水処理装置保守点検及び水質分析業務委託」  
一式
- (2) 仕様書  
別紙のとおり
- (3) 契約期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

### 2 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。  
**※入札書の金額は消費税込みの額（本件の履行にかかる費用の総額に100分の8を乗じた金額を加えた額）を記載すること。**
- (3) 入札書の形式は別添様式とし、入札書の必要事項を記入のうえ封筒に入れ、封筒の3箇所代表者印を押印して提出すること。
- (4) 封筒の表面に「平成27年度（登戸地区）汚水処理装置保守点検及び水質分析業務委託」と記載すること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。  
なお、郵送による入札の場合には再度入札には参加できない。

以 上

平成 年 月 日

# 入 札 書

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

件名  
「平成27年度（登戸地区）汚水処理装置保守点検及び水質分析業務委託」 一式

本件につき、下記の金額にて入札いたします。

記

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			,			,			

(税込)

(担当者氏名)

(TEL)

(FAX)

# 汚水処理装置保守点検及び水質分析業務

## 仕 様 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）の汚水処理装置保守点検及び水質分析業務の内容及び方法は本仕様書の定めるところによる。

### （目 的）

1. 本業務は、接触酸化法による排水処理施設に技術者を派遣し、機械、電気設備等の保守点検、接触ばっ気槽、沈殿槽等の処理機能管理、水質管理、清掃の業務を行い、もって労働安全衛生総合研究所における汚水処理の目的を達成するものとする。

### （保守点検の基準）

2. 受託者は、排水処理施設の保守点検に当たって、下水道法及び関係法令並びに川崎市条例を基本として運転管理業務の遂行を期するものとする。

### （保守点検の作業基準）

3. 次の作業基準に基づいて1ヶ月につき4回巡検する。

#### 1) 前処理装置

- (1) 自動スクリーンが正常に作動することの確認
- (2) 異物の流入がないか観察
- (3) スクリーンかす量の確認、清掃を行う
- (4) 槽内の状況を観察し、年3回清掃の手配を行う

#### 2) 流量調整槽

- (1) 浮上物の量、内容の観察
- (2) 異物の流入がないか観察
- (3) 流出水の浮遊物量の観察
- (4) スクリーンの清掃を行う
- (5) 計量調整装置にて流量の調整を行う
- (6) 攪拌状況の観察及び調整を行う

#### 3) 接触ばっ気槽

- (1) 散気装置より均等に空気が散気されていること、正常な水流を起こしていることの確認
- (2) 散気装置の目詰りを随時清掃すること
- (3) 泡の発生状況確認（泡発生の場合消泡ポンプを運転すること）
- (4) 消泡ノズル閉塞状況点検清掃

- (5) 接触ばっ気槽混合水の色相、性状、臭気、水温、SV30、上澄み液透視度の測定、必要に応じてDOの測定
- (6) 接触材の破損、移動の有無の観察
- (7) 接触材の生物膜の附着状況を観察し、閉塞の生じているところがないかを確認する。

#### 4) 沈殿槽

- (1) 沈殿槽内水流の乱れ観察
- (2) 越流堰より均等に水が流れていることの確認
- (3) 沈殿槽の溢流水の色相、臭気、水温、PH、透視度の測定
- (4) スカムの発生状況確認
- (5) 沈殿槽内水洗い清浄

#### 5) ポンプ槽 (吸引ポンプ、流量調整ポンプ、放流ポンプ)

- (1) ポンプが正常に作動することの確認
- (2) レベルスイッチのポンプ自動運転の確認
- (3) ポンプ槽内の異物の有無確認
- (4) ポンプ槽内水洗い清浄

#### 6) ブロワー

- (1) ブロワーの回転方向、音、振動、モーター温度、電流値、圧力の確認
- (2) 空気量の調整
- (3) Vベルトの張具合及び摩耗の確認

#### 7) 電気制御盤

- (1) 電源電圧、各モータ電流値の測定
- (2) 盤内各機器の変色、熱、臭気、音、湿度の有無点検
- (3) 盤内ターミナルの締付部ゆるみ点検
- (4) 各制御盤の絶縁抵抗値を適宜測定

#### 8) その他の一般事項

- (1) 排水処理施設内外の掃除を行い、常に清潔を保つこと。
- (2) 金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が多く錆び易い個所を油拭きとし、その他の部分は乾いたウエスで空拭きとすること。
- (3) 各配管の継手、バルブ類の漏れに注意すること。
- (4) この仕様書に詳細に述べられていない機器については別に取扱説明書があるので熟読の上、作業に当たること。

#### (記 録)

- 4. 受託者は、保守点検業務実施に当たって、点検報告書を作成し委託者に報告するものとす

る。

(水質検査)

5. 水質分析は国立研究機関（独立行政法人等を含む。）の受託実績がある試験所を通じて行い、その結果は、採水日の翌月15日までに委託者に報告するものとする。

(補修)

6. 機械及び電気設備その他における故障、損耗に関しては契約条項に基づいて委託者と費用等協議の上、運転を中断することがないように処置をし、遅滞なく状況報告書を作成し、これを委託者に提出するものとする。

(その他の事項)

7. 受託者は、この保守点検業務仕様書に基づくほか、委託者の係員の指示に従い業務を完遂しなければならない。また、この仕様書について疑義を生じた場合は、双方協議の上解決するものとする。



## 労働安全衛生総合研究所汚水処理施設水質分析一覧

この業務は汚水処理施設の排水の水質分析を下記のとおり行い、その結果を書面にて報告するものとする。

### (1) 14日毎実施するもの

項目	計量方法
カドミウム	JIS. K0102. 55. 2
シアン	JIS. K0102. 55. 2及び38. 3
有機リン	昭49. 環告第64号付表1
鉛	JIS. K0102. 54. 2
六価クロム	JIS. K0102. 54. 65. 2. 1
ヒ素	JIS. K0102. 61. 1
全水銀	昭46. 環告第59号付表3
アルキル水銀	昭46. 環告第59号付表4
PCB	昭46. 環告第59号付表5
トリクロロエチレン	JIS. K0102. 5. 5
テトラクロロエチレン	JIS. K0102. 5. 5

### (2) 1ヶ月毎実施するもの

項目	計量方法
懸濁物質(SS)	昭46. 環告第59号付表8
BOD	JIS. K0102. 21
ヘキサン抽出物質(鉱物油)	下水試験方法第1編第3章第35節付
ヘキサン抽出物質(植物油)	下水試験方法第1編第3章第35節付
フェノール類	JIS. K0102. 28. 1
銅	JIS. K0102. 52. 2
亜鉛	JIS. K0102. 53. 2
溶解性鉄	JIS. K0102. 57. 2
溶解性マンガン	JIS. K0102. 56. 2
全クロム	JIS. K0102. 65. 1. 2
ニッケル	JIS. K0102. 59. 2
フッ素	JIS. K0102. 34. 1
ヨウ素消費量	下水試験方法第1編第3章第32節付
外観	JIS. K0102. 8
色度	JIS. K0102. 11
臭気	JIS. K0102. 10. 1